十三　電波法第四条第三号に規定する無線局であって、電波法施行規則第四条の四第二項第五号に規定する七〇〇MHz帯高度道路交通システム（以下「七〇〇MHz帯高度道路交通システム」という。）の無線設備	四八ビット以上
十四　電波法第四条第四号に規定する無線局であって、無線設備規則第十四条第一項の表第七の項(九)に規定する八〇〇MHz帯広帯域小電力無線システムの携帯局の無線設備のうち、同規則第四十九の三十七に規定する条件に適合するもの（以下「八〇〇MHz帯広帯域小電力無線システムの携帯局の無線設備」という。）	四八ビット以上

二　使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる方法によるものとする。

使用する無線設備の区別	使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定の方法
［一・二　略］	［略］
三　テレメーター用等の特定小電力無線局の無線設備	(1)　［略］ (2)　テレメーター用等の特定小電力無線局の無線設備（八四六・五MHz以上八五四・五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）を使用するものにあっては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める受信機入力電圧の値以下の場合に判定を行う。 ア　一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネル（無線設備規則第四十九条の十四第五号の二二に規定する単位チャネルをいう。イからエまで及び十二の項において同じ。）の数が一の場合　（一）七五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。イからエまでにおいて同じ。）

十三　電波法第四条第三号に規定する無線局であって、電波法施行規則第四条の四第二項第五号に規定する七〇〇MHz帯高度道路交通システム（以下「七〇〇MHz帯高度道路交通システム」という。）の無線設備	四八ビット以上

二　［同上］

使用する無線設備の区別	使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定の方法
［一・二　同上］	［同上］
三　［同上］	(1)　［同上］ ［新設］